

講義名	知的財産権		
科目区分	教養科目		
担当教員	小畑 徳彦		
開講期・曜日・時限	前期 木曜日 1時限		
履修開始年次	1年生	単位数	2
		講義コード	41006

主題と概要

企業が事業活動を行う上で、知的財産はますます重要になっています。この講義では、知的財産のうち特許と著作権について、基本的な事項を学びます。特許と著作権はそれぞれどのようなものに与えられ、どのように保護され、どのように利用されるのでしょうか。また、どのようなことをしたら特許や著作権の侵害となり、侵害された者は侵害した者に対し何ができるのでしょうか。これらのことについて、事例を紹介しながら分かりやすく説明します。

到達目標

特許と著作権について、基本的な事項を理解し、具体的な事例に当てはめることができるようになる。

提出課題

授業の理解度を確認するため、毎回確認テスト（論述式）を行い答案を提出してもらう。

評価の基準

中間試験（範囲：特許権）50%、定期試験（範囲：著作権）50%（ともに論述式、すべて持ち込み可）

履修にあたっての注意・助言他

授業に出席するだけでなく、復習して内容を理解し、具体的な事例に当てはめることができるようにならなければ単位はとれません。参考文献を読むなどして予習し、しっかりと授業を受けて確認テストの問題を解き、復習し次回の解説を聞いて自分の理解が正しいかどうか確認し再度復習するといった地道な学習を続けることが大切です。分からないことがあれば、参考文献を読んだりオフィスアワーに質問に来るなどして、確実に理解するようにしてください。この科目の履修の前に法学入門を履修するなどして法律の基礎知識を学んでおくと、理解しやすいでしょう。

教科書

.使用しない.

プリント資料及び参考文献

毎回レジュメと関係条文を配布する。配布したレジュメ・資料と授業で使用したスライドは、RYUKA PORTALに掲載する。
 <参考文献>
 工業所有権法研究グループ『知っておきたい特許法 21訂版』朝陽会 1800円
 特許庁『知的財産制度入門 平成30年度』特許庁HP
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/h30_syosinsya.html

授業計画

1. 知的財産権とは何か
2. 特許権（1）特許とは何か、特許はどのようなものに与えられるか
3. 特許権（2）特許は誰のものか、特許の効力
4. 特許権（3）特許の活用と限界
5. 特許権（4）特許はどのようにして取得するのか
6. 特許権（5）特許の侵害と救済
7. 特許権（6）特許の国際的保護、特許の対象の拡大
8. 中間試験
9. 著作権（1）著作権とは何か、著作物とは何か
10. 著作権（2）著作者は誰か、著作者にはどんな権利があるか
11. 著作権（3）著作権の限界：著作物を自由に利用できる場合
12. 著作権（4）著作権の保護期間、著作権の変動、著作物の利用
13. 著作権（5）著作隣接権：実演家等の権利
14. 著作権（6）著作権・著作隣接権の侵害と救済
15. 著作権（7）著作権の国際的保護、著作権等をめぐる最近の動き

予習・復習

シラバスを見て、次回の授業について参考書等で予習する。（各回1時間）
 授業を受けた後、レジュメや資料、スライド（RYUKA PORTALに掲載）を利用して授業の内容を復習する。そして、授業の最後に出された問題をもう一度解いてみて、次回の授業の際の問題解説で確認し再度復習する。（各回3時間）

備考

授業を受けて確認テストを提出するだけでは単位は取れません。毎回しっかりと授業を聴いて問題に答え、復習し、次回に行う問題の解説を聴いて再度復習して確実に理解するようにしてください。それが中間試験や定期試験の対策にもなります。